平成２３年（フ）第７５２号
兵庫県宝塚市旭町２丁目20―19、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市今津社前町４番10号
破産者　株式会社理創
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９５号
兵庫県尼崎市大庄北３丁目６番19号、前住所兵庫県尼崎市宮内町１丁目18番地
破産者　くの東洋鍼灸院ことくの鍼灸整骨院ことみらい治療院こと久野利数こと　久野　利和
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３号
兵庫県篠山市東吹1134番地
破産者　有限会社ビーエスプリント
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
徳島県板野郡藍住町住吉字若宮22番地10
破産者　有限会社クリーン・エイト
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６６号
沖縄県那覇市港町２丁目６番地18
破産者　山和建設株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８２号
北海道室蘭市柏木町16番11号
破産者　有限会社イーストドレーヂ
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
岩手県北上市二子町高屋28番地５
破産者　有限会社イワセイ
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２０号
山形県新庄市本町１番11号
破産者　株式会社インテリヤやま屋
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２１号
山形県新庄市金沢字谷地田1488番地２
破産者　有限会社やま屋工事部
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第８８号
東京都八王子市片倉町1585番地の２
破産者　土井技研有限会社
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８９号
東京都立川市栄町６―15―11、住民票上の住所東京都八王子市片倉町1585番地２
破産者　土井　光明
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２６号
東京都国分寺市戸倉３丁目11番地23
破産者　井上　明子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３号
三重県津市半田1247番地10　高松山レジデンスＥ102号室
破産者　黒田　勝巳
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８号
三重県鈴鹿市須賀１丁目16番３号
破産者　宗円　秀夫
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９号
山口県下関市一の宮町４丁目12番20号
破産者　株式会社ドッグワールド
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
宮崎市潮見町60番地１　コーポ浜田301号
破産者　中村　邦博（旧姓松元）
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２７２号
大阪府寝屋川市黒原新町９―13　ザ・ヴァンデュールシティ818、住民票上の住所大阪府寝屋川市黒原新町９番13―818号
破産者　黒田　和子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５３号
兵庫県西宮市仁川町２丁目３番７号
破産者　寺尾　好正
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目５番10号　アムール東和305号
破産者　新井こと　朴　　康司
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県西宮市甲子園網引町９番５号
破産者　さんぺいたこと　渡邊　健一
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０号
奈良県生駒郡三郷町勢野東４丁目９番９号
破産者　浦本　景子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所